

お知らせ（重要）

弊社登録商標「ドラフター」を使用した
弊社製品以外の商品等の販売にご注意ください

日頃、弊社製品をご愛用いただきまして、誠にありがとうございます。

弊社は、昭和28年より製図機械「ドラフター」の製造、販売をはじめから63年になりますが、おかげをもちまして現在では製図機械に於いて「ドラフター」と云う名称が広く知られるようになりました。

これも皆様方の温かいご支援の賜と深く感謝致しております。

ところで、この「ドラフター」(DRAFTER) と云う名称は弊社の登録商標でございます。

近年、弊社以外の商品に対して「ドラフター」などの表示を行い、あたかも弊社商品を販売しているような印象を与え販売を行っている、または一般名称と間違えた表示・使用がされている事象・行為が散見されております。

弊社は、このような事象・行為に対しては、警告、法的措置等を含め断固たる防止対策をとって参りますが、お客様におかれましては 製品ご購入の際は弊社製品と間違わないように十分ご注意下さるようお願い致します。

2016年10月

MUTOHホールディングス株式会社

武藤工業株式会社